

○報告事項

教育委員会11月定例会について

○質問項目

1. 教職員の懲戒処分について
2. 高校のタブレット端末について
3. 旧県立体育館について

司会)

それでは定刻となりましたので、教育長の定例記者会見を始めさせていただきます。

まず本日開催いたしました教育委員会11月定例会の内容等について、淀谷教育長より報告させていただきます。

教育長)

今日の教育委員会の定例会の内容につきまして、ご報告いたします。

議案第1号 令和6年11月香川県議会定例会に提案される教育委員会関係議案に対する意見についてでございます。

11月県議会定例会に提案予定の教育委員会関係議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく知事からの意見聴取に対し、異議が無い旨の回答を行うことを議決したものです。

議案第2、3、4号 教職員の懲戒処分についてでございます。

交通事故を起こした公立中学校教諭に係る懲戒処分2件及び、酒気帯び運転を行った県立高等学校の実習助手に係る懲戒処分を議決しました。

事案の詳細については、この会見の後それぞれ担当課長から説明いたします。

教職員は、法令を遵守し、児童生徒はもとより、県民の皆様の信頼を失うことがないように、自らの立場と職責の重さを十分に自覚し、行動すべきであります。今回、重大な交通法規違反を行ったものであります。

教職員は、勤務時間の内外を問わず、周囲の誤解や批判を受けることのないよう、自らを厳しく律した言動に努めなければならないところであり、交通法規の遵守についても繰り返し指導してきた中でこのような事案が起きたことは、誠に遺憾であり、申し訳なく思っております。

今後とも、全ての教職員に対し教育公務員としての自覚を促し、県民、保護者の皆様からの信頼回復と再発防止に努めてまいります。

その他事項1 令和7年度香川県公立学校教員採用選考試験(秋募集)の結果についてでございます。

本年度の教員採用選考試験(秋募集)について報告したものです。

11月2日に東京会場、3日に大阪会場、4日に香川会場で実施いたしました。

試験結果は、明日15日に公表することとしております。

その他事項2として 令和7年3月香川県公立高等学校卒業予定者の就職内定状況についてでございます。

お手元に資料提供させていただいております。

来年3月の公立高校卒業予定者の10月末現在の就職内定状況について報告したものです。

県内の公立高校卒業予定者の就職内定率は、82.2%となっております。

その他事項3として 令和7年度における県立学校の生徒の定員についてでございます。

この件についても、お手元に資料提供しています。

令和7年度の香川県公立高等学校の入学定員については、10月23日に資料提供等を行いました。高松北高等学校について、高松北中学校からの入学予定者を除く募集定員について報告したものです。

以上が本日の11月の教育委員会定例会のご報告となります。

司会)

それではご質問等ございましたらお願いいたします。

記者)

教職員の懲戒処分についてなんですけれども、今回3件ということで、相次いでいると思いますが、この点について改めて受け止めに伺いたいのと、再発防止に向けた指導についてどのようなことがなされているのか伺いいたします。

教育長)

今回は交通事故事案が2件と酒気帯びということで交通関係が3件ということでございます。令和6年度に入ってからこれで9件目ということでございますので、大変残念な気持ちでいっぱいでございます。機会あるごとに、特に交通事故、過失ですから注意を促してきたところでありますし、酒気帯びについては懲戒の基準を示しながら注意喚起をしてきたところでありますけれども、今回、これを機に、年末も迎えますので、改めて通知を出すタイミングも含めてですね、注意喚起を徹底していきたいと思っております。

懲戒処分については統一的な基準も作りました。そういう中で、教職員の不祥事はゼロが目標でございますけれども、そういう目標を達成できるように、注意喚起しかないんですけれども、引き続きしっかりと指導していきたいというふうに考えてございます。

記者)

報道で来年度のタブレットの購入費用の補助について出ていますけれども、現状発表できるものがあれば教えてください。

教育長)

現状私の方から今この時点でお話できるのが定例会でも答弁させていただいた内容で、全ての生徒を対象に一定額を支援する方向で最終調整しているという内容でございます。

記者)

来年度の全ての生徒を対象に一定程度補助というお考えなんですけれども、来年度 1 回のことなのか、それ以降のことについて、もしお考えになっていることがあれば教えていただきたいです。

教育長)

これは予算との関連があるので県としての団体意思が今決まっているという形でお伝えすることはできませんけれども、基本的な考え方は学用品として個人で購入していただくというのが大前提であるので、その中で一定の制約のある使い方とか、あるいは安くはないものなので個人として負担するには高いのではないとか、そういった判断の中で一定額を支援していくという考えですから、これは学用品という考えが前提にある以上、その考え方で行くつもりであります。

記者)

今の点で確認なんですけど、学用品として個人で負担するというのが原則だと。一方で一定の制約のある使い方をしなければならないとか、決して安くはない買い物だっていうのは学年によって変わるものではないと思います。

支援制度については、26 年度以降の入学生にも継続するという事なのか、それとも個人負担が原則だという考えに戻るのか。

教育長)

個人負担が原則です。個人負担が原則で、一定額を支援するという考え方です。それがずっと続いていくという基本的な考えです。

記者)

6月議会で、体育館の解体費用をできるだけ早期に盛り込みたいということだったんですけど、目途は。

教育長)

今まさに 6 月でご答弁申し上げて、金額的なことも申し上げましたけども、それを置き換えとかです、物価の状況とか、そういう中で、今、最終のタイミングを調整しているところであります。現時点でまだ目途はまだ立ってないですね。

記者)

現時点での目途は。

教育長)

まだ立っていないですね。

司会)

他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、教育長定例記者会見を終了させていただきます。ありがとうございました。